参考資料３

総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲

■ 総合特区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
における金融支援の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■ 総合特区支援利子補給金の支給手続・・・・・・・・・・ 4

■ 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

総合特区一覧

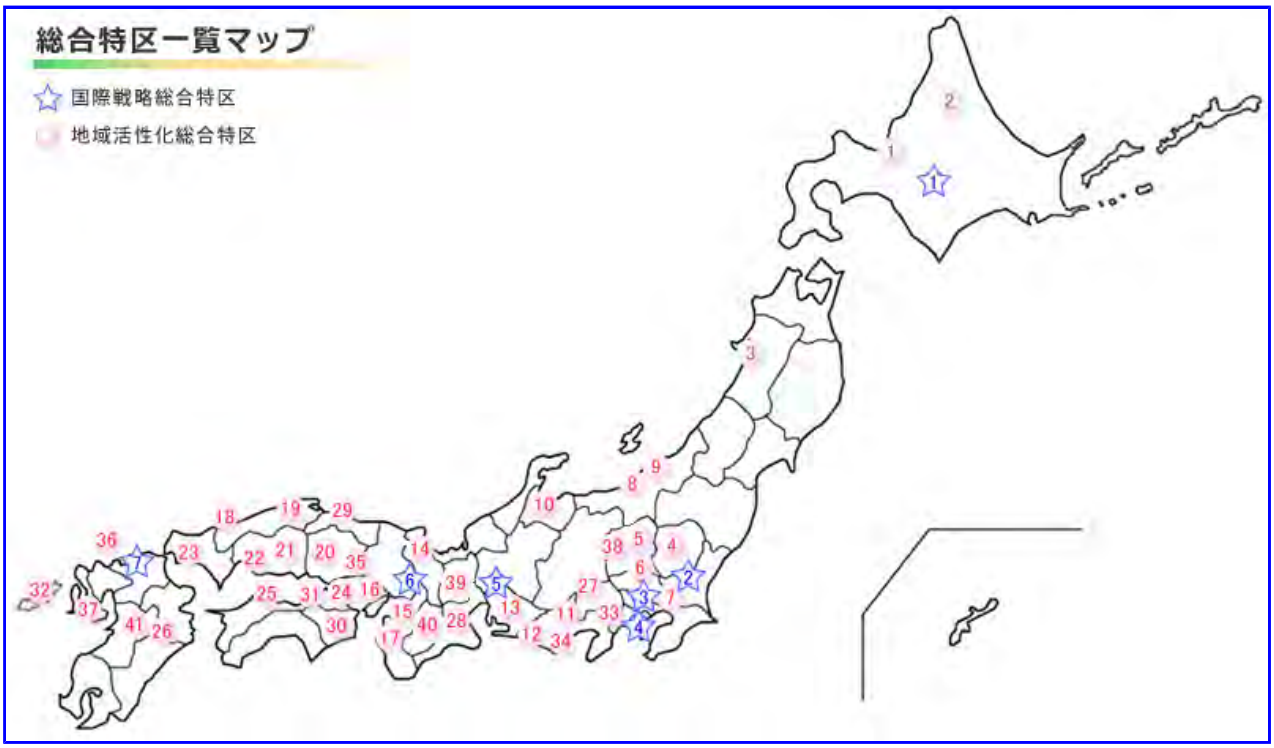

国際戦略総合特区

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体等の名称
1	**北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区** （北海道、北海道札幌市、函館市、帯広市、江別市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、上川郡新得町、清水町、河西郡芽室町、中札内村、更別村、広尾郡大樹町、広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄郡足寄町、陸別町、十勝郡浦幌町、北海道経済連合会）
2	**つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～** （茨城県、茨城県つくば市、国立大学法人筑波大学）
3	**アジアヘッドクォーター特区**（東京都）
4	**京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区**（神奈川県、神奈川県横浜市、川崎市）
5	**アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区** （長野県、飯田市、長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、安八町、加茂郡坂祝町、川辺町、可児郡御嵩町、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、海部郡蟹江町、飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、三重県桑名郡木曽岬町、名古屋港管理組合）
6	**関西イノベーション国際戦略総合特区**（京都府、京都府京都市、大阪府、大阪府大阪市、兵庫県、兵庫県神戸市）
7	**グリーンアジア国際戦略総合特区**（福岡県、福岡県北九州市、福岡市）

第一次指定　７地域

地域活性化総合特区

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
1	**札幌コンテンツ特区**(北海道札幌市)
2	**森林総合産業特区**(北海道下川町)
3	**レアメタル等リサイクル資源特区**（秋田県）
4	**栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区**（栃木県）
5	**畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区**（群馬県）
6	**次世代自動車・スマートエネルギー特区**（埼玉県さいたま市）
7	**柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区** （千葉県柏市、三井不動産株式会社、スマートシティ企画株式会社、柏の葉アーバンデザインセンター、ＴＸアントレプレナーパートナーズ）
8	**持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区**（新潟県長岡市）

9	**健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区** （新潟県見附市、福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、国立大学法人筑波大学、株式会社つくばウエルネスリサーチ）
10	**とやま地域共生型福祉推進特区**（富山県）
11	**ふじのくに先端医療総合特区**（静岡県）
12	**未来創造「新・ものづくり」特区**（静岡県浜松市）
13	**次世代エネルギー・モビリティ創造特区**（愛知県豊田市）
14	**京都市地域活性化総合特区**（京都府京都市、京都府）
15	**国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区**（大阪府、大阪府泉佐野市）
16	**あわじ環境未来島特区**（兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市）
17	**和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区**（和歌山県）
18	**「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区**（島根県益田地区広域市町村圏事務組合）
19	**たたらの里山再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）**（島根県雲南市）
20	**ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区**（岡山県）
21	**環境観光モデル都市づくり推進特区**（広島県）
22	**尾道地域医療連携推進特区**（広島県）
23	**次世代型農業生産構造確立特区**（山口県、山口県光市、柳井市、田布施町）
24	**かがわ医療福祉総合特区**（香川県）
25	**西条農業革新都市総合特区**（愛媛県西条市）
26	**東九州メディカルバレー構想特区（血液･血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区）**（大分県、宮崎県）
27	**競争力と持続力を持つ交流６次化モデルの構築特区**（山梨県南アルプス市）
28	**みえライフイノベーション総合特区**（三重県）
29	**鳥取発次世代社会モデル創造特区**（鳥取県）
30	**先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区**（徳島県）
31	**中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区** （香川県高松市、高松丸亀町まちづくり株式会社、高松丸亀町商店街振興組合、特定非営利活動法人　農幸生活）
32	**椿による五島列島活性化特区**（長崎県五島市、新上五島町、長崎県）
33	**さがみロボット産業特区**（神奈川県）
34	**ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）**（静岡県）
35	**岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（ＡＡＡシティおかやま）**（岡山市）
36	**九州アジア観光アイランド総合特区**（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構）
37	**ながさき海洋・環境産業拠点特区**（長崎県、長崎市、佐世保市、西海市）
38	**群馬がん治療技術地域活性化総合特区**(群馬県)
39	**地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区**(滋賀県)
40	**奈良公園観光地域活性化総合特区**(奈良県)
41	**千年の草原の継承と創造的活用総合特区**(熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町)

第一次指定　２６地域（No.１～２６）
第二次指定　　６地域（No.２７～３２）
第三次指定　　５地域（No.３３～３７）
第四次指定　　４地域（No.３８～４１）

特区制度の活用（金融支援）

◎平成24年度は13件、平成25年度は7件が認定を受け支援措置を活用した。

［これまでの金融支援措置活用事業］

年度	実施主体（実施場所）	事業概要
平成24年度	佐藤水産㈱（札幌市）	外国人観光客の購入状況の把握や海外向け商品の企画・開発等を行うため、店舗を併設した本社社屋を整備。
	㈱桐越（札幌市）	輸入代替に向けた、商品別の鮮度保持技術を活かした業務用カット野菜工場の整備。
	昭和製菓㈱（函館市）	海外販路開拓に資する洋生菓子を開発・生産するための設備を整備。
	㈱福岡運輸ホールディングス（帯広市）	道内産の食肉等の輸出拡大に向けた、高品質・高鮮度での保管・輸送を可能とする冷凍・冷蔵倉庫の整備。
	帯広市川西農業協同組合（帯広市）	輸出拡大に向けた長いもの製品保管・出荷施設の整備。
	中札内村農業協同組合（中札内村）	輸出拡大に向けた枝豆等の加工処理施設の整備。
	士幌町農業協同組合（士幌町）	輸入代替拡大に向けた馬鈴しょ集出荷貯蔵施設の整備。
		輸入代替拡大に向けた冷凍食品加工処理施設の整備。
	芽室町農業協同組合（芽室町）	輸出拡大・輸入代替に向けた長いもや加工用馬鈴しょの貯蔵施設の整備。
	上士幌町農業協同組合（上士幌町）	家畜飼料の輸入代替に向けたTMRセンターの整備。
	A社（札幌市）	輸出拡大に資する食品製造工場の整備。
	B社（札幌市）	輸出拡大に資する物流施設を整備。
	C社（音更町）	農業生産体制強化に向けた機械の導入。
平成25年度	帯広市川西農業協同組合（帯広市）	強力小麦（ゆめちから）の乾燥・貯蔵施設を整備。
	D社（音更町）	強力小麦（ゆめちから）の乾燥・貯蔵施設を整備。
	E社（函館市）	海外への輸出に対応できる高度な鮮度保持機能を備えた水産加工場施設を整備。
	ベル食品㈱（札幌市）	賞味期限の改善、生産能力向上を図る自動化タレ製造ラインを整備。
	F社（函館市）	輸出拡大に資する水産物の乾燥・劣化を防ぎ冷蔵・凍結能力を強化した冷蔵庫を整備。
	G社（札幌市）	輸出拡大に資する冷凍能力向上、安全性向上、倉庫内温度安定化を可能にする新型冷却機を整備。
	H社（函館市）	輸出拡大に資するHACCP対応の冷蔵保管能力を備えた水産加工場施設を整備。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における金融支援の活用状況（北海道食産業総合振興機構ＨＰより）

2． 総合特区支援利子補給金の支給手続

（1） 手続の流れ（全体）

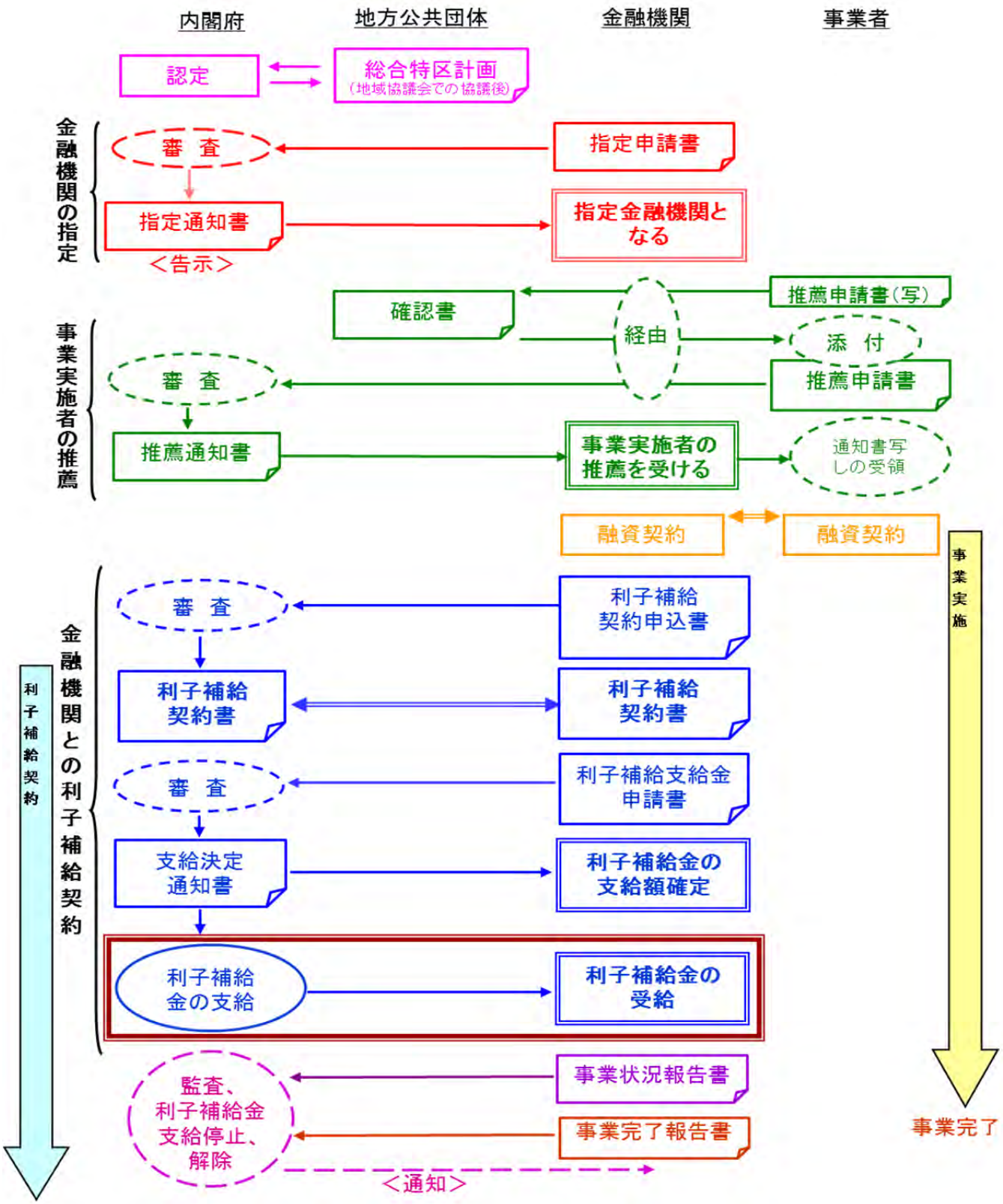

【 関係法令等 】

総合特別区域法（抄）

（国際戦略総合特別区域の指定）

第八条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一　総合特別区域基本方針に適合すること。

二　当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

２～１０　（略）

第二十八条　政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であって、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

２　政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

３～８　（略）

（地域活性化総合特別区域の指定）

第三十一条　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一　総合特別区域基本方針に適合すること。

二　当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

２～１０　（略）

第五十六条　政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であって、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域活性化総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

２　政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

３～８　（略）

総合特区支援利子補給金交付要綱（抄）

（指定金融機関の決定等）

第３条 大臣は、金融機関（法第２条第２項第３号及び同条第３項第３号に規定する金融機関をいう。以下同じ。）から規則第２５条第１項又は規則第４１条第１項に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関を指定金融機関に指定し、別紙１の「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

２～３　（略）

４　第１項に規定する申請から指定までに要すべき標準的な期間は、２０日とする。

（推薦事業者の決定等）

第５条 大臣は、事業者から推薦申請書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められる場合には、当該事業者を推薦事業者として決定し、別紙４の「総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知書」により通知するものとする。

２～３　（略）

４　前条第１項に規定する推薦申請書の提出から第１項の規定による推薦事業者の決定までに要すべき標準的な期間は、２０日とする。

（利子補給契約書の締結）

第７条　大臣は、指定金融機関から前条第１項に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、別紙６－１の「総合特区支援利子補給契約書」（以下「利子補給契約書」という。）により、当該指定金融機関と利子補給契約を、法第２８条第２項及び法第５６条第２項の規定に基づく予算で定める額の範囲内で、締結する。

２～３　（略）

４　前条に規定する申込みから第１項の利子補給契約の締結までに要すべき標準的な期間は、２０日とする。

５～６　（略）

（利子補給金の支給決定等）

第１０条　大臣は、指定金融機関から支給申請書の提出があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、利子補給金の支給決定を行い、別紙７の「総合特区支援利子補給金支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）により、指定金融機関に通知するものとする。

２　（略）

３　第８条に規定する申請から第１項の支給決定通知書を交付するまでに要すべき標準的な期間は、１０日とする。

４　（略）

参考資料４

超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ 国の出先機関の原則廃止に向けて
（全国知事会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

■ 出先機関の事務・権限仕分け（内閣府）・・・・・・・ 3

■ 提案検討委員会における過去の審議状況・・・・・・・ 5

【 関係法令 】

電波法（抄）

（無線局の開設）

第四条　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一　発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

二　二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三　空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四　第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）

（２）各出先機関の事務の仕分け

各出先機関の事務の仕分けの結果は以下のとおりである。

① 総合通信局

《仕分けの結果の概況》

地域密着性の高い電気通信事業者に対する許認可や地域振興に資する産学官連携支援等は地方移管し、電波の周波数の割当計画の策定や国内外の電波監視などは国家的な視点から行うべき事務として国に残す。

【事務・権限の仕分けの結果（２８事務)】

Ａ　地方移管する事務（１３事務）

- ケーブルテレビの許認可
- 区域内の電気通信事業の登録・届出
- 特定信書便事業の監督
- 情報通信技術（ＩＣＴ）に関する産学官連携支援（民間助成）など

Ｂ　廃止・民営化等する事務（２事務）

- 情報通信による地域振興（地方自治体に対する助成）
- 情報通信に関する広報啓発・相談（対地方自治体に関するもの）

Ｃ　国に残す事務（１３事務）

- 電波の周波数割当計画の策定
- 電波監理（国内外の電波監視、不法無線局の探査・処分等）
- 放送局の許認可
- 無線局の免許
- 日本放送協会・放送大学学園の監督　など

《事務・権限数で見た仕分けの結果》

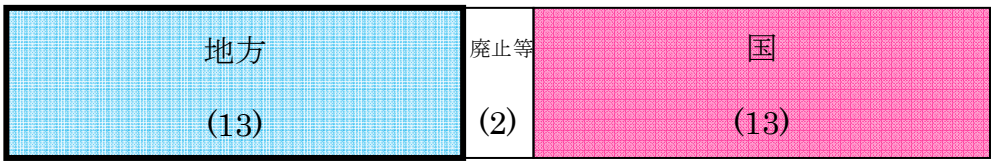

	地方	廃止等	国
平成 20 年 全国知事会提言	(0)	(0)	(24)

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：総合通信局等	整理番号（ 14 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	放送局の許認可等
事務・権限の概要	(1)目的 地域における放送をする無線局の設置及び運用の適正化について、電波法及び放送法等関係法令に基づく許認可等事務により維持し、受信者の利益を保護するとともに放送を公共の福祉に適合するように規律し、健全な発達を図る。 (2)根拠法令 ①所掌事務規程 総務省設置法第２８条第１項 総務省組織規則第２７５条 ②具体的事務の根拠法令 電波法、放送法等 (3)関係する計画・通知等 ①放送普及基本計画（告示） ②放送用周波数使用計画（告示） ②電波法関係審査基準（訓令）　等 (4)総合通信局等が実施している具体的な業務内容 ア．電波法に基づく放送局の免許及び検査 放送局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなくてはならないこととされており、総合通信局等は、当該免許手続に係る事務を行うほか、５年毎に行う再免許手続に係る事務、無線設備の設置場所変更等に伴う変更等許可に係る事務及び放送局に関する検査に係る事務を実施。 イ．その他 放送事業者は放送法に基づき、暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすることとされており、総合通信局等においては、災害時の情報の収集・伝達の確保について、中央防災会議の要請も踏まえ、放送事業者あて対応を求めている。
予算の状況 （単位:百万円）	総合通信局等（１１局）の経費のうち一般財源（８，９７８百万円）の内数。
関係職員数	総合通信局等（１１局）の定員（１，３８７人）の内数
事務量（アウトプット）	放送局免許処理件数：４，７１８件（21年度）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「国」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会　第二次勧告(平成２０年１２月８日) 『総合通信局　組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』

自己仕分け 【仕分け結果】 C－c	（地域主権戦略大綱Ｐ８（注）　①、②、③、④に該当） ・　放送局が使用する電波は行政区域とは無関係に伝搬・拡散するという特性があり、他地域に設置された放送局と同じ周波数の電波の使用は当該利用地区の潜在電界の状況や無線設備の技術的条件によって、当該放送局間で混信が発生するおそれがある。 ・　このような電波特有の物理的性質も踏まえ、放送局の運用に支障が発生しないよう、放送局に指定する電波の周波数管理は、全国的視点で国が行っている。また、放送局の技術的条件を含め放送局間でその運用に支障が生じない免許となるよう、免許等許認可事務は、専門的な訓練を受け実務を経験した者が担い、総合通信局において判断が困難な場合は本省に指示を伺う等、法令面・技術面での審査を行っている。 ・　当該業務に携わる実務担当者は、放送局免許に係る許認可事務のみならず、本省や総合通信局内における他の無線局許認可部門や電波監視部門の経験を積んで能力を高め、関連法令に基づく適正な許認可事務の持続的な事務執行に備えている。 ・　ＮＨＫや東京キー局に代表されるように、複数の地方公共団体をまたぐ放送事業者もおり、そのような放送の実施形態や前述した許認可事務の人的資源育成の観点を踏まえ、放送局の許認可は、一の地方公共団体による許認可によらず、放送行政として総合的、一体的に取り組むことが重要である。 ・　仮に放送局許認可事務を地方公共団体に委譲し、地方公共団体間で相互に混信を発生させてしまうような免許とその運用が行われた場合、災害時等緊急時の放送に著しい支障を及ぼす懸念がある。 以上の理由から、放送局の許認可等に係る事務については、引き続き総合通信局において実施することが適当である。
備考	

過去の類似提案の審議状況

	提 案 名	概　　要	理　　由				
			国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	
第54回	コミュニティ放送の放送区域の拡大	コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する北海道特例措置等を創設する。	○				国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用する必要があることから、国が所管すべきである。
第34回	地域FMの特例	・北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。 ・電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。 （例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数が受信できミニFM局も運営できるようになる）	○				電波(周波数)は、空間を共通の伝送路として使用するため、その無線局の発射する電波が到達する範囲であれば何処の場所においても通信をすることができるが、同じ場所で同じ周波数、或いは、接近した周波数を使用すると、混信妨害となる等、使用する周波数及び場所の両方から制限が必要となることから国外や他地域との調整が必要であり、国が、電波法に基づき、周波数及び電波の強さを定めている。
第13回	コミュニティーFMの放送区域の拡大	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能とする。	○				国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。
第6回	コミュニティーFMの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	○				国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利　用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。
第6回	コミュニティーFMの出力	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200Wまでとする。	○				・国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。 ・「コミュニティ放送局」は一般の放送局とは異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局。